

目次

1. 不正融資	P 1
2. 最後の一線	P 3
3. 発覚	P 6
4. 隠蔽工作	P 8
5. 迷走の結末	P 10
6. 眠る巨悪	P 12

1. 不正融資

フタバ産業の粉飾決算事件(正確にはあずさ監査法人の虚偽証明事件)には後日談がある。平成21年4月3日に証券取引所に対する改善報告書を提出して、本件粉飾決算問題が一段落した5月14日、フタバ産業は突如として「株式会社ビジネスデザイン研究所に対する不正な金融支援および特別調査委員会の調査結果について」と題するプレス・リリースを公表した。

この発表によると、

“先般の過年度決算訂正に関するその後の調査の過程におきまして、当社の経理担当元執行役員らが、当社の持分法適用会社でありました株式会社ビジネスデザイン研究所(以下、「BDL」)に対して不正な金融支援を行っていた事実を認め、当社は、このような不正な金融支援の可能性を認識するに至りました。”

ということで、要は、粉飾決算に引き続き経営陣による不正融資が発見されたというのである。

ここでBDLはロボット装置の設計・製造・販売会社で、フタバ産業のBDLに対する出資比率は15.87%である。BDLに対する不正融資は、平成17年8月以降行なわれており、最終的な不正融資額は、フタバ産業からの貸付が14億97百万円、海外子会社からの貸付が1億95百万円、国内子会社からの貸付が5千万円で、合計17億42百万円となる。これらの融資は、“一部の役職員が行ったBLDの対する不正な金融支援”であり、現時点における融資残高17億42百万円は返済不能と判断されるところ、前述粉飾決算の訂正においてこの不正融資の多くが費用処理されたため、結局粉飾訂正後財務諸表に対する再訂正額は5千万円に過ぎないという。

この不正融資は、粉飾決算の過年度決算訂正に関するフォローアップ調査の過程で発覚し、弁護士、公認会計士および監査役を構成員とする特別調査委員会による調査が行なわれた。この不正融資は、当初はフタバ産業からの直接貸付の形態をとっていたものの、程なく銀行預金の担保提供等を含む信用供与へと複雑化し、また、融資元も海外並びに国内の子会社を巻き込んだものへと拡大して、結局、融資規模総額17億円余の不正融資事件となった。

不正融資は、平成17年8月30日より平成21年2月2日までの3年半の長期間にわたり継続的に行なわれており、この間の決算期としては平成17年9月中間期、平成18年3月期、平成18年9月中間期、平成19年3月期、平成19年9月中間期、平成20年3月期、平成20年9月中間期、平成21年3月期の、4事業年度4中間期が含まれる。以下、特別調査委員会報告による不正融資の貸付主体別明細を示す。

(1) フタバ産業分

直接貸付分

(百万円)

債権者	支援種別	日付	金額	未返済額
フタバ産業	貸付	平成17年8月30日	150	注1
フタバ産業	貸付	平成18年1月31日	50	注1
フタバ産業	貸付	平成18年2月28日	100	注1
フタバ産業	貸付	平成20年3月28日	300	300
フタバ産業	貸付	平成20年4月28日	1,197	1,197
	合計		1,797	1,497

注1 平成18年3月31日全額返済

信用供与分

(百万円)

債権者	支援種別	日付	金額	未返済額
A銀行	預金担保	平成18年3月31日	500	注2
A銀行	預金担保	平成19年3月30日	700	注3
B銀行	保証	平成19年9月28日	700	注4
Cリース	担保手形差入	平成19年11月27日	1,450	注5

	合計		3,350	
--	----	--	-------	--

- 注2 平成18年9月4日全額返済解消
注3 平成19年6月4日—9月28日全額返済解消
注4 平成19年12月7日全額返済解消
注5 平成20年3月28日および4月30日全額返済解消

(2) 海外子会社分

(百万円)

債権者	支援種別	日付	金額	未返済額	
雙葉科技	貸付	平成19年12月7日	700	195	注6

注6 平成19年12月27日505百万円返済

(3) 国内子会社分

(百万円)

債権者	支援種別	日付	金額	未返済額
フタバ伊万里	貸付	平成18年10月2日	450	注7
フタバ伊万里	貸付	平成20年10月31日	57	注8
フタバ伊万里	貸付	平成21年2月2日	50	50
	合計		557	50

注7 平成19年3月30日全額返済

注8 平成20年12月3日全額返済

フタバ産業が粉飾決算の可能性を公表したのが平成20年10月15日で、平成16年3月期から平成20年3月期にかけての訂正報告書を提出したのが翌平成21年3月10日なのであるから、上記不正融資はまさに粉飾決算と並行して行われていたことになる。しかもこの不正融資は、内部調査委員会や外部調査委員会による粉飾調査にも発見されず、こともあろうにその調査中にもこっそりと行われていたという。

2. 最後の一线

BDL代表取締役社長の木村憲次氏は、前職の中部産業連盟の活動を通じて古くからフタバ産業代表取締役社長の小塚逸夫氏と面識があった。そこで、木村氏がBDLとフタバ産業の業務資本提携を小塚氏に打診したところ、平成15年6月28日、フタバ産業はBDLの60%超の株式を引き受けて5億円の増資資金を払い込んだ。小塚氏の鶴の一声で5

億円の増資が決まったことになるが、特別調査委員会報告ではこの間の社内事情を次のように説明している。

“FTBにおいては、監査役会から経営陣に対して数次の申入れなどが行なわれていたことを除けば、社長であった小塚氏が絶対的な支配力を持ち、小塚氏に対しては、監査役を除き、ほとんど誰も反論できず、多くの役職員が小塚氏の意向を最優先に慮って行動するというような風潮が蔓延していたように見受けられる。”

小塚氏が超ワンマン経営者としてフタバ産業に君臨していたと言うのである。ところで、小塚氏はフタバ産業の大株主でもなければ、銀行やトヨタ自動車からの天下りでもない。有価証券報告書によれば、小塚氏は昭和18年生まれで、昭和34年にフタバ産業に入社以来、主として生産技術系の職務をこなしながら、昭和60年に取締役就任し、その後米国子会社の社長を経て、平成12年に代表取締役社長に就任している。小塚氏は高卒でフタバ産業に入社し、工場の生産現場から叩き上げて大フタバ産業の社長にまで上りつめた立志伝中の人なのである。小塚氏の絶対的権力の背景には、技術系会社における叩き上げの生え抜き社長に対する絶対的の血の信仰があったと考えるべきであろう。

特別調査委員会の報告によれば、この不正融資は、フタバ産業の執行役員でBDLの監査役を兼務していた加藤博久氏が、BDL代表取締役社長の木村憲次氏からの依頼を受け、BDLの常務取締役であった市川康夫氏の了解の下に行われたものとのことである。本件事情を調査した特別調査委員会の報告書は、金銭の動きを無秩序に書き散らした悪文で、とてもではないが一般人の通読に耐えない。そこで、各人の犯行の様態を実態的に解析するため、前述融資主体別明細を決算期による時系列により整理して解説する。

(1) 平成18年3月期

H18年3月期

(百万円)

内容	繰越・借入	返済	残高
フタバ産業	150	150	0
フタバ産業	50	50	0
フタバ産業	100	100	0
A銀行	500	0	500
小計	800	300	500

本件不正融資の発端は、フタバ産業による平成17年8月30日の1億5千万円の貸付にあり、BDLはこの金をD銀行の返済資金として使っている。加藤執行役員は、この貸付

が平成17年9月30日の中間決算時に残高として残り、不正融資が発覚することを恐れ、1億5千万円を9月30日に一旦返済させ、10月5日に再び同額を貸し付けるという姑息な隠蔽工作を行っている。この結果、本件不正貸付は平成17年9月中間期の会計監査において発覚しなかった。

その後、同様の貸付は、平成18年1月31日の5千万円（運転資金）、平成18年2月の1億円（銀行借入返済資金）と連続して行なわれ、この段階でフタバ産業の貸付総額は3億円となっている。そこで、平成18年3月期決算を迎えたため、加藤執行役員はフタバ産業からの3億円の不良融資を表に出すことができず、BLDに銀行借入を行わせてフタバからの貸付を振り替えるべく、市川常務の了解の下、フタバ産業の定期預金をBLDに担保提供することにした。この結果BLDはA銀行からの5億円の借入に成功している。BLDによるA銀行からの借入は平成18年3月31日で、同日にこの時点でのフタバ産業からの借入3億円は返済されている。このようにして本件不正貸付は、平成18年3月期の会計監査において発覚する事はなかった。

(2) 平成18年9月中間期

H18年9月中間期		(百万円)	
内容	繰越・借入	返済	残高
Gリース会社	945	0	945
A銀行(繰越)	500	500	0
小計	1,445	500	945

平成18年8月31日に、BLDは、その所有プログラムに対して非独占的使用権を設定して、これを担保としてGリース会社より945百万円の資金調達を行った。このリース債務については、フタバ産業がBLDに債務保証を行っており、この保証行為はフタバ産業の取締役会で承認されている。BLDはリースによる資金調達が成功した同年9月4日、フタバ産業の定期預金担保による5億円の銀行借入を一括返済している。フタバ産業とすれば、それ以前の5億円の定期預金担保が945百万円の債務保証に差し替えられたことになるが、フタバ産業はここでのリース料支払口座（945百万円の入金後5億円が返済されている残高の口座）を拘束し、自らその通帳管理を行っていたという。

このときBLDは、E銀行をアレンジャーとするシンジケートローンの繰上返済資金267百万円と、N社に対するキティロボ300台の買戻資金157百万円の、合計424百万円の金が必要であった。しかし、Gリースからの資金調達による残金445百万円（調達資金945百万円－A銀行借入返済額5億円）は、フタバ産業による口座拘束により表

立っては使うことができない。そこで、加藤執行役員並びに市川常務は、子会社のフタバ伊万里の社長及び資金担当者に依頼して、フタバ伊万里からBLDに対して450百万円の貸付を実行させた。このときの資金移動は、平成18年9月29日にフタバ産業がフタバ伊万里に450百万円を送金し、同年10月2日、フタバ伊万里はM社に対して450百万円を、M社はBLDに対して450百万円を送金するという手の込んだものである。本件不正融資は、この送金の日付のずれのため、平成18年9月中間期の会計監査において発覚する事はなかった。

(3) 平成19年3月期

H19年3月期		(百万円)	
内容	繰越・借入	返済	残高
Gリース会社(繰越)	945	0	945
フタバ伊万里	450	450	0
A銀行	700	0	700
小計	2,095	450	1,645

平成19年3月期末が迫った平成19年3月30日、BLDはフタバ産業の定期預金担保による7億円の借入をA銀行より行った。その際の定期預金担保差入書は、加藤執行役員が独断で作成して提出したとされている。ただし、定期預金担保差入書は4月2日付となっている。さて、BLDはここで調達した7億円から、M社に501百万円を支払い、M社はフタバ伊万里に450百万円を支払って、結局フタバ伊万里の450百万円の貸付は決算期末を越えることなく決済された。ここで、M社の入出金差額51百万円は口座借り手数料とのことである。このようにして、本件不正融資は、平成19年3月期の会計監査において発覚する事はなかった。

3. 発覚

(4) 平成19年9月中間期

H19年9月中間期		(百万円)	
内容	繰越・借入	返済	残高
Gリース会社(繰越)	945	200	745
A銀行(繰越)	700	700	0
B銀行	700	0	700

小計	2,345	900	1,445
----	-------	-----	-------

平成19年9月28日、BLDは前述A銀行への返済資金として、B銀行から7億円の借入を行っており、フタバ産業はこの借入金債務に連帯保証を行っている。この保証は、当初は加藤執行役員が独断で行い、その後、平成19年11月27日のフタバ産業の取締役会において事後承認されている。前述A銀行からの7億円の借入金の返済は、平成19年6月から始まっており、BLDは当初これを運転資金の中から返済したり、あるいは、フタバ産業からの短期資金の融通で凌いだりしていたものの、結局9月28日のB銀行借入7億円により、9月29日に残金の一括返済が行なわれている。

この不正融資は、平成19年9月中間期の会計監査において発見されている。平成19年10月初旬、あずさ監査法人はB銀行に対する残高確認により、フタバ産業によるBLDの銀行借入保証の存在を知るところとなった。特別調査委員会の報告によれば、この間の事情は次の通りである。

“加藤氏は、B銀行に対するフタバ産業の保証にあたり、従前のように決算期前後に保証時期を遅らせるといった手法をとらなかった。加藤氏は、四半期報告書の導入等を考慮し、このような隠れた支援を四半期ごとに繰り返すことはもはや限界と考え、表に出すことにしたと述べている。”

加藤執行役員は、今まで隠していた債務保証が監査法人に発見されるよう、わざと隠蔽工作を行わなかったと言う。ただし、加藤執行役員も、平成18年8月に実行されて以来継続しているGリース会社に対する945百万円の債務保証については、あずさ監査法人に告白しておらず、あずさ監査法人もまた愚かにも、B銀行の債務保証を発見しながら、その裏にあるGリース会社の債務保証を見逃している。

ここで、フタバ産業による7億円の債務保証を連結会計原則の立場から分析すると、たとえフタバ産業のBLDに対する出資比率が15.87%に過ぎなかったとしても、この時点のBLDは独自で銀行借入を行うことができず、フタバ産業からの定期預金担保提供や債務保証によってやっとのことで資金繰りをつけていたのであるから、BLDは、資金面においてフタバ産業に実質支配されていたとみなされる。連結会計原則上、実質支配会社は連結決算に取り込まなければならない。

今となっては取り返しが見つからないが、仮にこの時点でBLDがフタバ産業に連結されていれば、劣悪なBLDの財政状態がフタバ産業の連結財務諸表に正しく反映され、おそらくその後の放漫な不正融資の累積と巨額の貸倒損失は防止された可能性が極めて高い。平成

19年10月初旬の保証債務の発覚は、この人たちが決して踏み越えてはいけない一線を踏み止まる最後のチャンスだったのである。

にわかには信じがたいことではあるが、あずさ監査法人はここでBLDに対する7億円の債務保証を知りながら、なんとBLDの連結を指導していない。それどころか、BLDの連結を逃れる方策をフタバ産業に教えているのである。特別調査委員会の報告によれば、あずさ監査法人の指導は次の通りであったという。

“これを受けて、あずさ監査法人は、以下の4つの条件に該当しなければ、実質子会社として判断されるとフタバ産業に指摘した。③を除き、平成19年11月末日までに行うこととされていた(③については平成20年6月の定時株主総会まで)。なお、BLDを子会社とすかどうか、また、子会社であるとしても重要性の観点から持分法適用非連結子会社として扱うことが可能であるかどうかについてはそもそも議論のあるところと考えるが、ここでは立ち入らない。

- ① Gリース会社およびB銀行に対する保証を消滅させること
- ② BLDの木村社長に対する貸付をやめること
- ③ BLDに対する役員派遣をやめること
- ④ BLDに対する今後の支援を行わない旨の機関決定をすること “

4. 隠蔽工作

(5) 平成20年3月期

H20年3月期

(百万円)

内容	繰越・借入	返済	残高
Gリース会社(繰越)	745	745	0
B銀行(繰越)	700	700	0
Cリース	1,450	304	1,146
雙葉科技	700	505	195
フタバ産業	300	0	300
小計	3,895	2,254	1,641

平成19年11月27日、BLDはCリース会社との間で、14億5千万円の金銭消費貸借契約を締結した。返済は手形払いであり、加藤執行役員がフタバ産業の額面3億円の約束手形5枚を各返済期日別に振り出した。これは加藤執行役員が手形並びに銀行印を管理する職にあることを利用した融通手形とのことである。なお、BLDはCリース会社に融

資手数料3千45万円を支払うこととされている。

さて、BLDは平成18年8月31日に前述Gリース会社より945百万円の借入を行っており、その残債が754百万円残っていたところ、Cリース会社は14億5千万円の中から残債754百万円を直接Gリース会社に支払った。このようにして、14億5千万円から754百万円の残債と融資手数料3千45万円を控除した残額665,288,800円が11月30日に小切手により振り出され、この小切手はBLDの木村社長の個人口座を経由してBLDの簿外口座に入金されている。同日、BLDは、この融資話を仲介したO社に3千万円の仲介手数料を支払っている。

ところで、フタバ産業の香港の子会社である雙葉科技は、平成19年12月7日、K社に対して7億円の送金を行っており、これがK社を経由してBLDに流れ、BLDは同日前述B銀行に7億円の借入を返済している。これは、前述のCリースによる資金調達はB銀行の借入の返済目的で行われたものの、結局融資手数料等により入金額が7億円を下回る事となったこと、さらに、融通手形の発行によるCリースからの迂回借入ではBLDの実質子会社認定を避けがたいと考えるに至ったことが原因と推察されている。

BLDは、雙葉科技よりの送金された7億円のうち505百万円を、12月27日にK社経由で雙葉科技に返金している。したがって残金が195百万円残っていることになるが、雙葉科技はこの残金の精算を市川常務や加藤執行役員に再三要求したものの、その後1年近く決済されなかった。この未収金は、結局、雙葉科技がフタバ産業に195百万円相当の設備・冶金・金型代を架空請求することにより、フタバ産業がこの金額を支払って決済されている。

ところで、Cリース会社への最初の返済期日は平成20年3月28日で弁済額が304百万円であったところ、BLDはこれを簿外口座から支払っている。加藤執行役員および市川常務は、Cリース会社の支払いを補填するため、同じく3月28日に架空の金型代金として3億円をフタバ産業からJ社に対して支払い、J社は同日同額をBLDに支払っている。このフタバ産業からの3億円の融資については、加藤執行役員は当初立替金で会計処理していたものの、その後市川常務との相談後、建設仮勘定の金型に振り替えることになり、この会計処理を捏造するため、J社からフタバ産業に対する金型の請求書が偽造されている。

このようにして、平成20年3月期末には、フタバ産業によるBLDのB銀行借入7億円とGリースの残債745百万円の債務保証は表面上解消された。しかし、これらの債務保証は、結局Cリースの14億5千万円の借入に置き換わったにすぎず、Cリースについて

はフタバ産業の総額15億円分の融通手形が発行されていた。この手形が出ている以上、BLDがCリースの弁済を怠れば、直ちにフタバ産業の約束手形が決済に回されてしまうのであるから、フタバ産業とすればなんとしてもBLDのCリースに対する支払いを援助せざるを得ない。平成20年3月期決算において、加藤執行役員および市川常務は、あってはならない簿外の融通手形が表面化させないために、まさに必死の隠蔽工作を行っていたのである。

(6) 平成20年9月中間期

H20年9月中間期

(百万円)

内容	繰越・借入	返済	残高
フタバ産業(繰越)	300		300
フタバ産業	1,197		1,197
雙葉科技(繰越)	195		195
Cリース(繰越)	1,146	1,146	0
小計	2,838	1,146	1,692

フタバ産業振出しの融通手形の決済期日が次々とやってくる。平成20年3月28日のCリース会社に対する304百万円の支払いは、同日、フタバ産業による3億円の迂回融資により事なきをえたものの、結局、加藤執行役員は、BLDのCリースに対する残債を一括払いすることにより、融通手形を買戻すことにした。

そこで3月28日と同様に、J社を介在させた迂回融資が行われ、決算期をまたいだ4月28日に、フタバ産業はJ社に1,197百万円を支払い、同日J社は、47百万円をBLDの簿外口座に、1,150百万円をBLDの通常口座に振り込んでいる。BLDはこの資金を使ってCリースに対する残債1,146百万円を一括払いし、加藤執行役員は、悩みの種であったフタバ産業の簿外融通手形全15億円分を全て回収することができた。

フタバ産業による1,197百万円の融資もまた建設仮勘定の金型として処理され、この会計処理を捏造するため、3月28日の3億円の融資と同様に、J社からフタバ産業に対する金型の請求書が偽造されている。

5. 迷走の結末

(7) 平成21年3月期

H21年3月期

(百万円)

内容	借入	返済	残高
フタバ産業(繰越)	300		300
フタバ産業(繰越)	1,197		1,197
雙葉科技(繰越)	195		195
フタバ伊万里	57	57	0
フタバ伊万里	50		50
小計	1,749	57	1,742

平成20年10月15日にフタバ産業は粉飾決算に関するプレスリリースを公表し、内部調査委員会の調査が始まった。本件不正融資には、定期預金担保差入書、簿外の融通手形、金型の請求書などの有印私文書偽造が頻繁に行われている。しかも内部調査委員会は、建設仮勘定に含まれている金型の資産性を問題としている。この時点でのフタバ産業からのBLDに対する不正融資の3億円と11億97百万円の合計14億97百万円は、建設仮勘定中の金型として不正経理されているのである。加藤執行役員や市川常務は、不正融資の発覚を恐れて気が気ではなかったのではないか？もとより本件は職務上の地位を利用した不正融資で、背任、横領、特別背任等の犯罪構成要件がテンコ盛りで含まれており、見つければただではすまない。

ところが、あずさ監査法人は、粉飾決算の指摘において、「建設仮勘定に含まれる金型の試験研究費への振替漏れがある」などと、(加藤執行役員や市川常務にとって)まことに嬉しいことを言ってくれるのである。あずさ監査法人は、試験研究費に振り返るべき金型がいつまでも建設仮勘定に残っている点を問題としている。ならば、14億97百万円の融資残高はそのまま試験研究費に化けなくてはならない。本件不正融資は粉飾決算のドサクサにまぎれて発覚を免れるかもしれない。

加藤執行役員や市川常務は経理業務担当で、粉飾決算の内部調査の直接の窓口でもある。しかも、ここでの粉飾にはフタバ産業として十分な抗弁が可能であり、両人は、あずさ監査法人の虚偽証明がフタバ産業の粉飾よりはるかに重い責任を伴うことをずっしりと知っている。命がけの加藤執行役員や市川常務にとって、ただでさえか普段から眠たい上に、虚偽証明という弱みのあるあずさ監査法人を丸め込むことなど、赤子の手を捻るようなものではなかったか？

加藤執行役員と市川常務は、内部調査において、本件不正融資の存在を隠し通しつつ、ますます切迫するBLDの資金繰りを画策している。平成20年10月31日、フタバ伊万里は、Q社に57百50万円を支払い、同日、Q社はBLDに50百万円を支払っている。

差額の7百50万円はQ社の口座借り手数料である。この資金融資に対してBLDは、同年12月3日、Q社を経由して57百50万円全額をフタバ伊万里に返済している。BLDのこの返済は、11月28日のH信金からの50百万円とF銀行からの80百万円の特別融資を原資としている。

フタバ伊万里の成瀬陽一代表取締役がこの不正融資に参画したのは、加藤執行役員が、「本件はフタバ産業の小塚逸夫社長も了解しており、短期間に返済される」と説明したからとのことである。ただし、小塚社長はこの了解を否定している。

平成21年2月2日、フタバ伊万里は、今度はL社に50百万円を支払い、同日、L社はBLDに50百万円を支払った。フタバ伊万里は、この50百万円を労災保険料の仮払金として偽装処理した。この資金支援は、加藤執行役員が市川常務と相談の上実行した。フタバ伊万里の資金担当者に送信された依頼メールには「寺田専務の依頼」という記述があるが、これは加藤執行役員が勝手に寺田専務の名前を記載したもので、寺田専務は本件には無関係とのことである。

ところでフタバ産業からの不正融資残高14億97百万円は、粉飾決算の訂正報告書において試験研究費として処理されたが、この処理については小塚社長の関与が疑われる。特別調査委員会の報告書では、小塚社長の関与について次の記述がある。

“加藤氏によれば、平成20年9月26日から同年10月はじめにかけて、小塚氏が加藤氏に1497Mの支払いにつき説明を求め、加藤氏はBLDへの支払いをしている旨を相当程度時間をかけて説明したところ、試験研究費で何とかできないのか、といわれ、そのような包括的な支持に基づき処理をした、とのことであった。”

“これに対して、小塚氏は、そのような記憶を有しておらず、Q社との研究開発プロジェクトを実態のあるものと当時から考えていた、と述べている。しかしながら、加藤氏の発言等に基づき、当委員会が相当程度追求した結果、小塚氏は、記憶は全くないが、そういう状況を聞けば、お金を払ってしまったのであれば、試験研究費で処理するしかない、それで何とかならないかなどと述べるかもしれない、と述べるに至っている。”

5. 眠る巨悪

フタバ産業の粉飾決算は5事業年度にわたる1千億円超の巨額粉飾で、その問題は、建設仮勘定中の金型の資産性と据付調整費の資産性にあった。ここで金型の資産性とは、製作が完了して稼動している金型が、何時までも建設仮勘定に残留して減価償却を免れている

という問題であり、本来であれば、この金型は完成段階で固定資産に振り替えられ、減価償却が開始されなくてはならない。自社製作の金型の中には研究開発用の金型もあるようで、この場合には、建設仮勘定中の金型はやはり完成段階で試験研究費として振替計上されなくてはならない。

それをこの人たちは、本件BLDに対する不正融資を、当初は、金型の購入代金として建設仮勘定に偽装計上し、次に、粉飾の内部調査が始まって金型に調査の手が及ぶと、これを研究開発用の金型だったことにして、研究開発費として訂正報告書を提出したのである。この結果、不正融資を建設仮勘定として計上した各期の財務諸表が誤っている事は当然のこと、これを試験研究費として修正した訂正財務諸表もまた間違っている。この人たちは嘘の上に嘘を重ねた虚偽記載を連発したことになる。もとより、14億97百万円の不正融資の回収は期待できないのであるから、訂正報告書においては、試験研究費ではなく貸倒損失として処理しておくべきだったのである。

この不正融資事件でなんとも腑に落ちないのは、これだけ長期に及ぶ組織的不正融資が監査法人の3事業年度4中間期（平成17年9月中間期、平成18年3月期、平成18年9月中間期、平成19年3月期、平成19年9月中間期、平成20年3月期、平成20年9月中間期）にわたる7回の会計監査の目をことごとく潜り抜けて、その発覚を免れてきたという驚愕の事実にある。しかも平成20年10月以降は粉飾決算が発覚し、その内部調査が監査法人の指導の下で行なわれていた。本件不正融資はその内部調査の目さえ潜り抜けたのであり、この歴然たる事実を前にすると、監査法人による会計監査など、粉飾決算の発見防止もできなければ、重大な不正にも何らの抑止機能をもたないのではないかという疑問が生じる。フタバ産業に対してあずき監査法人が行っていた会計監査なるものに問題がないというのであれば、社会の公認会計士監査に対する信頼は地に墮ちるであろう。

あずき監査法人とすれば、本件の不正融資には悪質な隠蔽工作が行なわれており、強制捜査権を持たない監査法人とすればその発見は容易ではないと抗弁するのであろうが、これは言訳にはならない。なぜなら加藤執行役員や市川常務がやってくれた隠蔽工作など実に初歩的で、まことに稚拙なものに過ぎないからである。現行の監査基準は、もちろん、隠蔽工作を発見する監査手続きを定めている。

この不正融資の発端となった平成17年8月30日の1億5千万円の貸付を見ても、加藤執行役員は、この貸付が平成17年9月30日の中間決算時に残高として残り、不正融資が発覚することを恐れ、1億5千万円を9月30日に一旦返済させ、10月5日に再び同額を貸し付けるという隠蔽工作を行っている。ところで、会計監査においては、このような隠蔽工作を発見すべく、決算期末前後1週間の入出金を通査することになっている

のである。あずさ監査法人がこの当たり前の監査手続きをやっていたら、本件不正融資はその発端の段階で発見され、これを防止することができた。

平成18年3月期末に行なわれたフタバ産業の定期預金5億円の担保提供もお粗末であろう。監査法人は、決算期末に、銀行に対して直接残高確認を行なうことになっており、確認を受けた銀行は、フタバ産業の定期預金がBLDに対する担保提供により拘束されている事実を回答したはずである。あずさ監査法人は、平成18年3月期においても、本件不正融資は知らなかったことになっているので、したがって、あずさ監査法人は、

- ・ この銀行に対する残高確認を行わなかったか、
- ・ やったけれどその回答をまともに見なかったのか、
- ・ あるいは、銀行が預金担保提供などないものとして虚偽回答を行ったかの、

いずれかの可能性しかないことになる。この事は平成19年4月2日付の7億円の定期預金担保提供も同様である。要は、まともな監査さえ行っていれば、定期預金証書の担保提供など当然に発見できるのである。

平成18年8月31日のGリース会社からのリース債務の保証もひどい。この保証行為はフタバ産業の取締役会で承認され、保証債務の担保として、フタバ産業はBLDの通帳を取り上げている。会計監査においては、取締役会議事録はすべて通覧することになっているので、あずさ監査法人がこの当然の監査手続きを行なってさえいれば、Gリース会社に対するリース債務の保証は当然に発見できた。だいたい、こんなものが発見できないというのであれば、それこそ会計監査など年間数千万円もの金を払ってまでやる意味などないではないか？

このように本件不正融資は、その発端から平成19年9月中間期における発覚までの2事業年度1中間期の会計監査において、通常の監査手続きにより当然に発見されるべきものなのであり、ということは、あずさ監査法人は、監査報酬だけヌケヌケももらって当然の監査手続きをやっていないのである。

平成20年9月中間期には、加藤執行役員の暗黙の自白により、監査法人も一旦は不正融資の一端を発見した。それにもかかわらずあずさ監査法人は本件不正融資を見てみぬふりをして適正意見を出し続け、結局これだけの巨額不正事件を放置してしまった。一旦認知した不正融資を黙認した以上、あずさ監査法人はその後の不正融資について共犯者の立場になるのであり、共犯者であるあずさ監査法人とすれば、その後本件不正融資がどれほど悪質化しようが、もはやこれを問題とする事はできない。あずさ監査法人の怠慢と緊張感のなさは常軌を逸している。

フタバ産業の粉飾決算発覚後の対応でふざけているのは、1千億円超の巨額粉飾が発見できなかったあずさ監査法人が、粉飾発覚後も、のうのうと会計監査人の地位に留まっていることである。訂正報告書においては、あずさ監査法人が虚偽証明を行った平成17年3月期から平成20年3月期までの4事業年度にわたる訂正財務諸表に対する監査報告書が添付されているが、そこに署名押印している公認会計士は、訂正前の粉飾財務諸表を適正として署名押印した公認会計士と同一人物である。その後、粉飾決算に引続き不正融資問題が発覚したが、あずさ監査法人の居直りは止まらない。本年6月29日に提出された平成21年3月期の有価証券報告書における監査報告書もまた、あずさ監査法人の虚偽証明の公認会計士たちが署名押印している。

フタバ産業は、今回の粉飾決算と不正融資問題を反省し厳重な再発防止策を講じるとして、7月17日付で改定改善報告書なるものを東京証券取引所に提出した。したがって、フタバ産業が深く反省しているというのは真っ赤な嘘で、厳重に講じたという再発防止策なるものに実効性などあるわけがない。なぜなら、本件虚偽証明事件の張本人で不正融資の共犯者とも言うべきあずさ監査法人は、何らの責任を取ることなく、そのまま会計監査人を継続しているからである。フタバ産業の巨額粉飾と不正融資を発見・防止できなかった監査法人が、一体何の根拠をもって、その同じ会社における再発を発見・防止できるのか？本来であれば、フタバ産業は、本件発覚後直ちにあずさ監査法人を解任し、その後の調査の終結をもって、監査契約違反であずさ監査法人を訴えておかななくてはならないのである。平成21年3月期の監査報酬をへらへら笑いながらあずさ監査法人に払っている場合ではない。

あずさ監査法人の居直りとそれを放置するフタバ産業の新経営陣のだらしのなさに怒りを覚えつつ、新たに提出された平成21年3月期の有価証券報告書を見てわが目を疑った。いろいろあった平成21年3月期において、フタバ産業があずさ監査法人に支払った報酬は、フタバ産業単体の監査報酬が284百万円、連結子会社分の監査報酬が179百万円、そして非監査業務としての税務アドバイザリー報酬が11百万円だと言うのである。この人たちはフタバ産業を手玉にとって、べて474百万円の焼け太り巨額報酬をせしめている。

さて、前号と本稿において、フタバ産業の粉飾決算と不正融資問題を分析した。粉飾決算問題については、既に証券取引等監視委員会の課徴金勧告が出て、一件落着となりそうな雲行きである。1千億円を超える巨額粉飾が1816万円の課徴金で済まされてしまうのであるが、その原因が、本件粉飾におけるフタバ産業の犯意の立証が困難という犯罪捜査上の理由にある事は、前号において既に指摘したところである。この結果、本来監査報告書虚偽証明事件の主犯としてもっとも重い処罰を受けるべきあずさ監査法人は、巨大な漁

夫の利を得た。

そこで本件不正融資事件である。1千億円を超える巨額粉飾の立件を見送った捜査当局も、この不正融資事件はやるであろう。強制捜査権のない特別調査委員会報告においてさえ、これだけきれいに犯罪構成要件が揃った事件を、国民世論の手前、やらないわけにはいかない。捜査機関とすれば事件関係者の逮捕にすべての照準を合わせて捜査を行うので、そこで、本件で誰を捜査上のターゲットとするかという事になるのであろうが、恐らく退任した小塚逸夫元社長に照準が合わされているのではないか？

小塚元社長は、特別調査委員会の調査において、本件不正融資への関与を否定しているものの、恐らく加藤元執行役員と市川元常務は、(事実に関わらず)小塚元社長の関与を供述して自身の減刑を図るに決まっているので、捜査機関とすれば小塚元社長の自白などなくとも立件が可能なのである。捜査機関とすれば、1千億円を超える粉飾決算事件に関連して、別件ではあるものの、(不正融資で)フタバ産業の当時の社長を立件できれば、大いに面目が立つ。結局ここでもあずさ監査法人はお構いなしとなって、無傷で逃げ切る可能性が高い。

あずさ監査法人は、中央青山監査法人亡き後の日本の三大監査法人の一角を占め、現日本公認会計士協会会長を輩出する大監査法人である。その経営スタイルは、監督官庁たる金融庁との密接な関係を最優先するというもので、この結果まことに金融庁の覚えが愛でたく、本件粉飾・不正融資事件の処理に際してもその関係が大いに貢献していることであろう。これを巨悪という。特別調査委員会報告によれば、今回の粉飾決算や不正融資事件において、小塚元社長、加藤元執行役員、市川元常務のいずれも、何らの直接的な経済的利益を得ていない。あずさ監査法人は正当な監査手続きも行なうことなく、年間数千万円の監査報酬だけを得て、さらに事件発覚後の平成21年3月期には、なんと5億円近い巨額報酬をせしめている。検察庁特捜部は、常日頃、巨悪を眠らせないなどと嘯いているが、ならば、フタバ産業事件において明らかなその巨悪を逃してはならない。

2009年7月21日 公認会計士 細野祐二